

# 水 道



浄化センター 消化ガス発電設備

## — 内 容 —

上 水 道  
簡 易 水 道  
下 水 道

# 上 水 道

## 1. 概 要

本市は良質豊富な地下水に恵まれ、これを利用して繊維工業を中心に県内第一の工業都市として発展してきた。しかし、次第に地下水位の低下を招き、湧水量の減少がみられるようになってきた。

このため、衛生的で安定した生活用水の供給を目標として、昭和 32 年 1 月 19 日事業認可を受け原水を地下水に求め昭和 33 年 12 月 26 日給水を開始した。概要は、給水区域 447ha（市街地の一部）、計画給水人口 63,500 人、工事費 340,000 千円、工期昭和 32 年～36 年、1 日最大給水量 15,240 $m^3$ 、1 人 1 日最大給水量 240 $l$ とし、水源地 4 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

### (1) 第 1 次変更

住民の上水道拡張の要望と事業経営の合理化を図るため、計画給水区域を拡張し、水源地 4 か所から 2 か所に変更して、昭和 36 年 8 月 21 日第 1 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 712ha、計画給水人口 78,800 人、工事費 490,000 千円、工期昭和 32 年～40 年、1 日最大給水量 18,912 $m^3$ 、1 人 1 日最大給水量 240 $l$ とし、水源地 2 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

### (2) 第 2 次変更

急速な都市の発展により、既給水区域周辺地区からの上水道拡張の要望が高まり、計画給水区域の拡張を主目標として、昭和 39 年 12 月 21 日第 2 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 858ha、計画給水人口 95,000 人、工事費 665,000 千円、工期昭和 32 年～44 年、1 日最大給水量 22,800 $m^3$ 、1 人 1 日最大給水量 240 $l$ とし、水源地 2 か所（深井戸 5 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

### (3) 第 3 次拡張

近年高度経済成長による生活様式の向上により水需要は急速かつ大幅に増加し、加えて昭和 42 年 9 月隣接する不破郡赤坂町の合併に伴う赤坂町上水道の統合など、状況の変化に適応するため配水能力を増大した安定供給体制の確立に向けて、昭和 45 年 3 月 31 日第 3 次拡張の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,183ha、計画給水人口 150,000 人、工事費 2,600,000 千円、工期昭和 45 年～平成 5 年、1 日最大給水量 60,000 $m^3$ 、1 人 1 日最大給水量 400 $l$ 、水源地 5 か所（深井戸 13 井）でポンプ加圧式（一部自然流下式）により給水する事業計画とした。

### (4) 第 4 次変更

産業構造や生活様式の多様化が進み、郊外への人口の分散化も著しい中で、将来の水需要に対応し、全市域完全給水を目途とする計画を策定、平成 6 年 3 月 31 日第 4 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、計画給水人口 158,100 人、工事費 21,085,000 千円、工期平成 6 年～15 年、1 日最大給水量 71,530 $m^3$ 、1 人 1 日最大給水量 452 $l$ 、水源地 5 か所（深井戸 16 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

### (5) 第 5 次変更

成熟した都市化の進展や少子化社会の形成により、需要者に継続して安全で安定した給水を

目的とした施設の強化充実を図るため、平成 16 年 3 月 19 日 第 5 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、給水計画人口 158,100 人、工事費 11,515,700 千円、工期平成 16 年～25 年、1 日最大給水量 71,530m<sup>3</sup>、1 人 1 日最大給水量 452ℓ、水源地 5 か所（深井戸 19 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

上石津町・墨俣町との合併により平成 18 年 3 月 27 日墨俣町上水道事業を譲受した。

概要は給水区域 260ha、計画給水人口 6,950 人、工事費 693,224 千円、工期平成 16 年～23 年、1 日最大給水量 2,763 m<sup>3</sup>、1 人 1 日最大給水量 595ℓ、水源地 3 か所（深井戸 5 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

## 2. 水道施設

### (1) 水源地施設

水源地名	取水能力m <sup>3</sup> /日	所 在
西 崎	8,200	大垣市西崎町 2 丁目 56 番地
緑 園	19,800	〃 緑園 1 番地
赤 坂	10,160	〃 赤坂新田 1 丁目 57 番地
北 部	26,340	〃 興福地町 2 丁目 104 番地
南 部	6,400	〃 外渕 4 丁目 68 番地 1
墨俣第一	2,304	〃 墨俣町墨俣 242 番地 1
墨俣第二	2,765	〃 墨俣町下宿 562 番地 2
墨俣第三	374	〃 墨俣町二ツ木 37 番地 1

### (2) 施設及び業務概要表

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
行 政 人 口 (人)	162,027	161,651	161,321	161,148	160,595
計 画 給 水 人 口 (人)	165,050	165,050	165,050	165,050	165,050
給水区域内人口 (A) (人)	156,381	156,132	155,873	155,809	155,287
給 水 人 口 (B) (人)	152,128	151,896	151,674	151,656	151,184
普及率 B/A×100 (%)	97.3	97.3	97.3	97.3	97.4
配 水 管 延 長 (m)	830,321	834,985	841,377	845,310	846,759
取 水 能 力 (m <sup>3</sup> /日)	76,343	76,343	76,343	76,343	76,343
年 間 総 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	19,262,206	19,130,777	19,420,729	19,402,454	19,292,041
1 日最大配水量 (C) (m <sup>3</sup> )	62,525	56,199	57,183	56,479	56,223
1 日平均配水量 (D) (m <sup>3</sup> )	52,773	52,413	53,208	53,012	52,855
1人1日最大配水量 (C/B×1000) (ℓ)	411	370	377	372	372
1人1日平均配水量 (D/B×1000) (ℓ)	347	345	351	350	350
年 間 総 有 収 水 量 (m <sup>3</sup> )	15,498,478	15,430,812	15,520,133	15,548,819	15,657,550

## (3) 職員数

(単位：人)

区	分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
職員数	事務職員	10	11	10	9	10
	技術職員	14	14	14	14	14
	技能労務職員	10	10	10	10	10
	計	34	35	34	33	34

## 3. 水道料金

## (1) 基本料金 (1 か月)

(消費税等含む)

口 径	一 般 用 ・ 公 衆 浴 場 用	消 防 用
13 mm	使用水量 8 m <sup>3</sup> まで 770 円	
20 mm	使用水量なしで 990 円	
25 mm	〃 1,320 円	
40 mm	〃 2,970 円	550 円
50 mm	〃 5,720 円	1,980 円
75 mm	〃 11,110 円	2,530 円
100 mm	〃 16,500 円	3,190 円

## (2) 従量料金

用 途 の 種 類	料 金 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般用口径	13 mm 1 か月使用水量 8 m <sup>3</sup> を超える分 99.0 円
	20 mm以上 — 99.0 円
公 衆 浴 場 用	— 49.5 円
消 防 用	火災および演習以外に使用した場合に限る 99.0 円

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額で 10 円未満の端数は切り捨てとする。

## 4. 水道料金等業務委託 (令和 2 年度)

期間	業務	委託業者	委託料
4~3 月	検針業務、開閉栓業務、徴収・滞納整理業務、窓口・電算入力業務 ※水道料金等システム含む	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 中部支店	124,674,000 円

## 5. 財政状況(税込)

### (1) 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
水道事業収益	2,315,241	2,276,358	2,352,114	2,337,000
1. 営業収益	1,934,791	1,961,498	2,018,542	1,912,900
給水収益	1,920,459	1,948,817	2,002,466	1,895,000
他会計負担金	9,119	7,279	10,125	12,600
その他の営業収益	5,213	5,402	5,951	5,300
2. 営業外収益	380,450	314,860	333,572	424,100
受取利息及び配当金	2,782	2,211	2,309	700
長期前受金戻入	195,645	192,495	192,454	196,200
雑収益	182,023	120,154	138,809	217,200
消費税及び地方消費税還付金	—	—	—	10,000
3. 特別利益	—	—	—	—
その他特別利益	—	—	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
水道事業費用	1,937,468	1,840,745	1,789,399	1,989,000
1. 営業費用	1,776,270	1,695,856	1,684,131	1,898,100
原水及び浄水費	225,952	219,264	198,002	246,800
配水及び給水費	443,404	384,014	393,305	459,000
業務費	—	—	158,180	162,000
総係費	226,257	237,176	74,469	91,200
減価償却費	841,498	822,802	828,139	845,900
資産減耗費	39,159	32,600	32,036	93,100
その他営業費用	—	—	—	100
2. 営業外費用	161,198	144,889	105,268	90,400
支払利息及び企業債取扱諸費	101,250	91,590	81,928	78,200
消費税及び地方消費税	50,399	47,120	17,539	—
雑支出	9,549	6,179	5,801	12,200
3. 特別損失	—	—	—	—
その他特別損失	—	—	—	—
4. 予備費	—	—	—	500

## (2) 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
資本的収入	115,862	68,774	663,057	659,000
1. 企業債	—	—	600,000	550,000
2. 出資金	—	3,814	—	—
3. 負担金	97,862	64,960	63,057	109,000
4. 補助金	18,000	—	—	—
5. その他資本的収入	—	—	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
資本的支出	1,264,382	1,240,387	1,826,018	2,045,000
1. 建設改良費	906,270	877,583	1,453,503	1,647,400
2. 企業債償還金	358,112	362,804	372,515	397,600

# 簡 易 水 道

## 1. 概 要

昭和 20 年頃より各家庭で使用する井戸地下水位は低下現象を表わしてきた。このため周辺農村集落地において衛生的で安定した生活用水確保の要望が高まり、昭和 28 年以降順次簡易水道事業として認可を受けて設立し、昭和 43 年当初において 20 か所に達した。

その後施設の老朽化、使用水量の増加に伴う原水の確保、維持管理の面などから上水道への編入を順次実施し、深池簡易水道を平成 26 年 4 月 1 日付で上水道へ編入したことにより、大垣地域の水道事業は全て上水道となった。

上石津町・墨俣町との合併により平成 18 年 3 月 27 日上石津町簡易水道事業を譲受した。

概要は給水区域 1,550ha、計画給水人口 5,950 人、浄水場 8 か所で自然流下式とポンプ加圧式により給水する計画である。

なお、令和 2 年 4 月 1 日より簡易水道事業会計は地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行した。

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
行政人口 (人) (上石津地域)	5,448	5,339	5,225
給水区域内人口 (A) (人)	5,448	5,339	5,225
給水人口 (B) (人)	5,438	5,329	5,216
普及率 $B / A \times 100$ (%)	99.8	99.8	99.8
配水管延長 (m)	54,020	54,041	54,041
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	670,204	675,631	650,218
1日平均配水量 (C) (m <sup>3</sup> )	1,836	1,846	1,781
1人1日平均配水量 (C/B×1000) (ℓ)	338	346	341
年間総有収水量 (m <sup>3</sup> )	537,606	521,707	520,844
簡易水道数	2	2	2

# 下 水 道

## 1. 概 要

### (1)大垣地域

大垣地域の下水道は、公共下水道の汚水事業として大垣処理区と平町処理区、雨水事業として大垣排水区がある。

大垣処理区は、昭和 30 年 3 月に事業認可を得て整備に着手し、昭和 37 年 4 月に供用開始した。その後、市街地の拡大など社会情勢の変化、伊勢湾の総量規制に基づく汚水処理施設の高度処理化等を目的として、19 次にわたり事業計画の変更を行っている。

平成 21 年度末に市街化区域の整備が概ね完了したことから、市街化調整区域において生活環境の改善と公共用水域の更なる水質保全を目的として普及に努めている。

また、供用開始後 50 年が経過し、管渠や処理場の老朽化及び耐震化が大きな課題となっているため、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画を策定し、改築更新や耐震化を実施している。

平町処理区は、平成 18 年度に整備が完了し、隣接する安八町の浄化センターにて汚水を処理している。

大垣排水区では、都市化の進展や降雨状況の変化などから浸水被害が発生しており、被害の低減に向けて雨水ポンプ場の増設及び新設を行っている。

### 事業計画の概要（大垣地域）

事業区分	公共下水道（汚水）		公共下水道（雨水）
	大垣処理区	平町処理区	大垣排水区
処理区名	大垣処理区	平町処理区	大垣排水区
計画期間	自：S30.3.30 至：R7.3.31	自：H14.12.19 至：R7.3.31	自：S47.12.7 至：R7.3.31
計画区域面積	約 3,614ha	約 11ha	約 3,026ha
計画人口	約 137,900 人	約 200 人	—
計画汚水量	約 92,800m <sup>3</sup> /日最大	約 99m <sup>3</sup> /日最大	—
ポンプ場	本今、外渕	—	世安、笠木、鶴見、 林、南頬、禾森
終末処理場	大垣市浄化センター	安八町へ接続 (安八浄化センター)	—

### (2)墨俣地域

墨俣地域の下水道は、旧墨俣町が平成 11 年に公共下水道として、事業認可を受け着手した。

その後、市町が合併したことから計画内容の整合を図るため、基本計画の見直しを行い、高度処理を位置付けた事業計画に変更した。

平成 22 年度から墨俣浄化センターおよび管渠の整備に着手し、平成 25 年 3 月に市街化区域の下水道を供用開始している。



事業計画の概要（墨俣地域）

事業区分	公共下水道（污水）
処理区名	墨俣処理区
計画期間	自：H11.12.14 至：R7.3.31
計画区域面積	約 98ha
計画人口	約 4,600 人
計画汚水量	約 2,120m <sup>3</sup> /日最大
終末処理場	大垣市墨俣浄化センター

(3)上石津地域

上石津地域の下水道は、特定環境保全公共下水道としての北部処理区（牧田、一之瀬）・中部処理区（多良）、農業集落排水としての南部処理区（時）・西山処理区、小規模集合排水としての平井処理区の計 5 処理区があり、平成 17 年 4 月に全処理区の整備が完了している。

事業計画の概要（上石津地域）

事業区分	特定環境保全公共下水道（污水）	
処理区名	北部処理区	中部処理区
計画期間	自：H5.12.15 至：R7.3.31	自：H13.3.5 至：R7.3.31
計画区域面積	約 69ha	約 72ha
計画人口	約 2,060 人	約 1,410 人
計画汚水量	約 949m <sup>3</sup> /日最大	約 634m <sup>3</sup> /日最大
終末処理場	大垣市上石津北部浄化センター	大垣市上石津中部浄化センター

事業区分	農業集落排水（污水）	
処理区名	南部処理区	西山処理区
工 期	自：平成 9 年度 至：平成 14 年度	自：平成 6 年度 至：平成 9 年度
計画区域面積	約 179ha	約 8ha
計画人口	約 1,770 人	約 150 人
計画汚水量	約 584.1m <sup>3</sup> /日最大	約 49.5m <sup>3</sup> /日最大
終末処理場	大垣市上石津南部浄化センター	大垣市上石津西山浄化センター

※整備が完了しているため、南部処理区は平成 14 年度に変更したものが最終計画、西山処理区は平成 6 年度に策定したものが最終計画。

事業区分	小規模集合排水処理施設 (汚水)
処理区名	平井処理区
工 期	平成 14 年度
計画区域面積	約 2.5ha
計画人口	約 70 人
終末処理場	大垣市上石津平井処理場

#### (4)地方公営企業法の適用

令和 2 年 4 月 1 日より「大垣市公共下水道事業会計」、「大垣市特定環境保全公共下水道事業会計」及び「大垣市農業集落排水事業会計」は、地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計となる。

## 2. 下水道施設(令和 2 年度末)

### (1)管 渠

管渠総延長	957,416.6m	汚水管渠延長	951,668.9m
		雨水管渠延長	5,747.7m

### (2)終末処理場一覧表

処理場名称	処理区域	現有処理能力 (日最大)	供用開始年月日	処理方法
大垣市 浄化センター	大垣処理区	80,200 m <sup>3</sup> /日最大	昭和 37 年 4 月 1 日	標準活性汚泥法(高級 処理)、ステップ流入式 多段硝化脱窒法(高度 処理)
大垣市 墨俣浄化センター	墨俣処理区	1,350 m <sup>3</sup> /日最大	平成 25 年 3 月 10 日	凝集剤併用高度処理オ キシレーションディッ チ法 + 急速ろ過法(高 度処理)
大垣市上石津北部 浄化センター	北部処理区	1,600 m <sup>3</sup> /日最大	平成 12 年 5 月 8 日	オキシレーションディ ッチ法(高級処理)
大垣市上石津中部 浄化センター	中部処理区	1,200 m <sup>3</sup> /日最大	平成 17 年 4 月 1 日	オキシレーションディ ッチ法(高級処理)
大垣市上石津南部 浄化センター	南部処理区	478 m <sup>3</sup> /日平均	平成 15 年 5 月 20 日	鉄溶液注入連続流入間 欠ばっ気方式
大垣市上石津西山 浄化センター	西山処理区	41 m <sup>3</sup> /日平均	平成 9 年 11 月 1 日	接触ばっ気方式
大垣市上石津 平井処理場	平井処理区	22 m <sup>3</sup> /日平均	平成 15 年 5 月 10 日	沈殿分離、接触ばっ 気方式

### 3. 供用開始（令和2年度）

供用開始年月日	令和3年3月31日
供用開始区域	友江1丁目・2丁目、釜笛1丁目・5丁目、新開町、荒川町 ほかの各一部区域

### 4. 普及状況

項目 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域人口 (A) <sup>(人)</sup>	161,992	161,628	161,308	161,123	160,485
行政区域世帯数 <sup>(世帯)</sup>	64,991	65,550	66,205	67,090	67,809
事業計画区域面積 <sup>(ha)</sup>	3,999.0	3,999.0	3,999.0	3,999.0	4,053.7
処理区域面積 <sup>(ha)</sup>	3,656.4	3,676.8	3,693.3	3,699.0	3,714.0
処理区域人口 (B) <sup>(人)</sup>	144,112	144,624	145,127	145,397	145,909
処理区域世帯数 <sup>(世帯)</sup>	58,420	59,220	60,073	61,004	62,086
水洗化人口 (C) <sup>(人)</sup>	122,603	123,484	123,871	124,645	129,578
水洗化世帯数 <sup>(世帯)</sup>	49,576	50,424	51,136	52,121	54,529
普及率 (B/A) <sup>(%)</sup>	89.0	89.5	90.0	90.2	90.9
水洗化率 (C/B) <sup>(%)</sup>	85.1	85.4	85.4	85.7	88.8

※ 人口及び世帯数は住民基本台帳による(外国人を含む)

## 5. 水洗便所（下水道接続）の奨励

下水道管の布設工事に先立って自治会ごとに説明会を実施し、下水道事業受益者分担金の趣旨説明とあわせて、宅地内排水設備の設置、便所の水洗化、資金の融資あっせん利子補給制度、法的根拠、工事施工の方法、使用料金等についての説明を行っている。また、供用開始後3年を目途に、未接続家庭に対し文書や訪問により普及促進を図っている。

○水洗便所(宅地内排水設備設置)状況及び改造資金融資状況

区 分 \ 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水洗便所設備 (自己資金) (戸)	784	765	647	790	792
水洗便所設備 (融資利用) (戸)	0	0	1	0	1
計 (戸)	784	765	648	790	793
融 資 金 額 (千円)	0	0	1,260	0	1,000

## 6. 下水道受益者負担金・分担金制度

(1)下水道受益者負担金制度（大垣地域・墨俣地域）

下水道事業は都市整備と市民の環境衛生を向上させるため、道路・公園等の整備と共に市の重要施策として、昭和30年に都市計画事業として認可を受け即時着工した。昭和36年に初めて浄化センターの運転を開始し、翌年4月1日寺内町及び田町等8.81haの処理区域の供用を開始した。以降、逐次その区域を拡大してきたが、財源を国庫補助と起債のみに依存することが困難となったため、昭和44年に審議会を設け、「下水道事業の促進化」について諮問したところ、受益者においても建設工事費の一部を負担することが適当であるとの答申を得たため、昭和45年大垣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定した。その後、平成21年度に市街化区域公共下水道事業受益者負担金徴収条例に条例改正して、受益者負担金を賦課徴収している。また、平成24年度末に供用開始した墨俣地域については、平成22年度に条例を改正し、受益者負担金を賦課徴収している。この受益者負担金を建設財源に充当することにより、下水道の整備促進を図っている。

① 条例制定年月日 昭和45年10月28日

② 受益者負担金 負担金額 98円/㎡（大垣地域）  
220円/㎡（墨俣地域）

納付方法 一括納付・3年分割(年2回)

(2)下水道受益者分担金制度（大垣地域・墨俣地域）

平成 22 年度からの市街化調整区域の下水道整備着手にあたり、平成 21 年度に市街化調整区域公共下水道事業受益者分担金徴収条例を制定した。市街化調整区域は建物が存在する土地を対象に、土地所有者もしくは建物所有者から受益者分担金を賦課徴収し、下水道整備の建設財源に充当して整備促進を図っている。

① 条例制定年月日 平成 22 年 3 月 23 日

② 受益者分担金

分担金額

建物の種類	排水人口	分担金の額
一般住宅	—	170,000 円
店舗・事業所等	30 人以下	170,000 円
	31 人以上 90 人未満	350,000 円
	90 人以上 150 人未満	550,000 円
	150 人以上 300 人未満	950,000 円
	300 人以上 500 人未満	1,550,000 円
	500 人以上	3,700,000 円

納付方法 一括納付・5 年分割（年 4 回）

(3)下水道受益者分担金制度（上石津地域 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業）

下水道施設を利用できる地域の人々が限られているため、公平な負担を基本理念に、下水を排水する建築物の所有者又は権利者から、受益者分担金を賦課徴収している。

① 条例制定年月日 平成 17 年 12 月 25 日

② 受益者分担金 分 担 金 額 1 世帯又は 1 事業所当たり 35 万円  
納 付 方 法 一括納付・5 年分割（年 4 回）

## 7. 下水道使用料

(1)大垣地域

水道水使用 1 か月

(消費税等含む)

基本使用料	使用水量		使用料
		0 m <sup>3</sup> ~	10 m <sup>3</sup>
従量使用料	使用水量		使用料 / m <sup>3</sup>
	11 m <sup>3</sup> ~	100 m <sup>3</sup>	128.7 円
	100 m <sup>3</sup> ~		150.7 円

別に定める水質の汚水を放流するものについては、放流する汚水の水質に応じて汚水量 1 m<sup>3</sup>につき 165 円の範囲内で使用料を増額して徴収する。

## 井戸水使用 1か月

区 分	基 本 放 流 量	基本放流量を超える場合
一般家事用	1人 10 m <sup>3</sup> 2人 16 m <sup>3</sup> 3人 21 m <sup>3</sup>	4人以上は1人増すごと 4 m <sup>3</sup>
官公庁、事務所、医院(入院設備のないもの)その他これに類するもの	人員10人まで 54 m <sup>3</sup>	5人又はその端数ごとに 27 m <sup>3</sup>
病院、医院(入院設備のあるもの)その他これに類するもの	5ベッドまで 101 m <sup>3</sup>	1ベッド増すごとに 20 m <sup>3</sup>
学校、幼稚園、保育園その他これに類するもの	定員50人まで 121 m <sup>3</sup>	50人又はその端数ごとに 121 m <sup>3</sup>
劇場、映画館その他これに類するもの	定員100人まで 54 m <sup>3</sup>	50人又はその端数ごとに 27 m <sup>3</sup>
旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店その他これに類するもの	従業員5人まで 216 m <sup>3</sup>	1人増すごとに 43 m <sup>3</sup>
飲食店、喫茶店、貸席、遊技場その他これに類するもの	従業員5人まで 81 m <sup>3</sup>	1人増すごとに 16 m <sup>3</sup>
理容業、美容業、写真業その他これに類するもの	従業員5人まで 81 m <sup>3</sup>	1人増すごとに 16 m <sup>3</sup>
食肉販売、魚介類販売業、豆腐こんにやく製造業、クリーニング業、染め物洗い張り業	従業員5人まで 81 m <sup>3</sup>	1人増すごとに 16 m <sup>3</sup>
上記の区分に該当しないもの	その都度認定する量	その都度認定する量

(水量認定の対象となる人員及び従業員は、居住者でない通勤、通学者を含むものとする。)  
 ※下水道使用料は上記使用料金表により計算した額で、10円未満の端数は切り捨てとする。

## (2)上石津地域

一般家庭の場合 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
2,488.2円	家庭の雑排水、し尿 1人から5人まで世帯1人当たり・・・744.7円 6人以上1人増すごとに・・・372.9円

事業所等の場合 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
3,732.3円	使用水量 1 m <sup>3</sup> 当り 123.2円

(市長が特に認める公共性の高い施設の基本使用料は2,488.2円)